

本事業は、児童・生徒の学校管理下外の生活やPTA会員の諸活動を相互扶助の精神で支援することを目的に昭和46年創設され、平成18年4月1日の法改正により、平成20年度から保険業務を保険会社に委託し事業を継続しています。令和5年度からAIG損害保険株式会社に委託しております。補償内容を下記のとおりご案内いたします。

## 補償の概要

児童・生徒のケガ（学校契約団体傷害保険 学校管理下外のみ）	PTA活動中の会員・児童・生徒等のケガ（PTA団体傷害保険）
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童・生徒が学校管理下外（※）でケガをした場合に補償します。※学校に登校してから下校するまでを学校管理下とし、それ以外は学校管理下外です。詳しくは「補償概要」をご覧ください。</li> <li>登下校中の事故によるケガも補償します。</li> <li>ケガには細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みます。</li> <li>疾病は補償の対象外となります。</li> </ul> <p>例）・家庭内や屋外で遊んでいて ・スポーツ少年団での運動中</p> <p>・学校の登下校中 ・PTA行事参加中</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PTA主催（共催）の行事中に被ったケガを補償。</li> <li>PTA行事への往復途上も対象となります。</li> <li>細菌性食中毒、ウイルス性食中毒、日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象となります。</li> <li>PTA会員のほか、その学校に通学する児童・生徒、PTA会員の同居の親族、PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方も補償の対象となります。</li> </ul> <p>例）・PTA主催のスポーツやレクリエーション中 ・学年PTAやPTA総会中 ・運動会のPTA種目中</p>
<b>PTA行事の賠償責任（PTA賠償責任保険）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>PTA主催（共催）のPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果他人の身体や財物へ損害を与えたことについて、PTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。</li> <li>PTA活動中に第三者から借用した物品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに対してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。</li> </ul> <p>例）・レクリエーション中に借用した物品の破損 ・草刈奉仕活動中に近所の塀を破損</p>	



## 負担金

※全員加入方式のため要保護・準要保護学童の負担金免除はありません。

## 加入方法と資格

<b>一 家 庭 620円</b>	(学童420円 + 保護者200円) ※兄弟1人増すごとに420円加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校の単位PTAで一括加入</li> <li>その年の4月1日から翌年の3月31日まで1年間資格を有します。</li> <li>転出入の場合、仙台市PTA協議会との間で自動継続はできません。</li> </ul>
<b>教 職 員 200円</b>		
<b>学校支援地域ボランティア 200円</b>	行事への参加が事前にPTAにより認められている方です。あらかじめ人数の把握と名簿の作成が必要です。	

## 補償額一覧

※補償内容の詳細は、「補償概要」をご確認ください。

補償項目(対象)	保険金額(補償限度額)
<b>学校管理下外の児童・生徒の傷害(ケガ)の補償</b> (注)入院保険金、手術保険金、通院保険金は、事故の日からその日を含めて7日目以降においてなお、入院または通院した場合に限り、入院または通院を開始した日から保険金をお支払いします。	死亡保険金 <b>60.5万円</b>
	後遺障害保険金 <b>障害の程度によって死亡保険金額の4%~100%</b>
	入院保険金 日額(180日限度) <b>900円</b>
	手術保険金 <b>入院中:9,000円 入院中以外:4,500円</b>
<b>PTA行事参加中の事故による児童・生徒の傷害(ケガ)の補償</b> (注)※の部分については、学校管理下外のPTA行事参加中の事故の日からその日を含めて7日目以降においてなお、入院または通院した場合に限り、入院または通院を開始した日から保険金をお支払いします。	死亡保険金 <b>360.5万円</b>
	後遺障害保険金 <b>障害の程度によって死亡保険金額の4%~100%</b>
	入院保険金 日額(180日限度) <b>3,000円(入院1日目から補償)+900円※</b>
	手術保険金 <b>入院中:30,000円+9,000円※ 入院中以外:15,000円+4,500円※</b>
<b>PTA行事参加中の事故によるPTA会員の傷害(ケガ)の補償</b>	死亡保険金 <b>300万円</b>
	後遺障害保険金 <b>障害の程度によって死亡保険金額の4%~100%</b>
	入院保険金 日額(180日限度) <b>3,000円(入院1日目から補償)</b>
	手術保険金 <b>入院中:30,000円 入院中以外:15,000円</b>
<b>PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任</b>	対人補償 <b>1名1億円/1事故5億円限度(自己負担額1,000円)</b>
	対物補償 <b>1事故500万円限度(自己負担額1,000円)</b>
	保管物補償 <b>1事故10万円/保険期間中500万円限度(自己負担額5,000円)</b>

## お手続きの流れ

1

### 事故が発生したら、まずは 保険会社に連絡

#### AIG損保

AIG損保 事故受付センター

**0120-369-936** <24時間365日>

受付の際には「宮城県PTA連合会の制度」とお伝えください。

こども24時間総合保障制度にご加入されている場合は、一度にご請求手続きが可能です。  
事故報告時にお申し出ください。



2

#### 請求書類一式を送付



3

#### 請求書類を提出



### 手続き完了

指定口座に支払い後、手続き完了をハガキにてお知らせ致します。

#### 相談・連絡窓口

- 引受保険会社 AIG損害保険株式会社 仙台支店  
〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-8-3 富士火災仙台ビル3F  
TEL: 022-726-7551 / FAX: 022-227-0211
- 事務取扱代理店 有限会社ビッグインシュアランス <https://biginsurance.co.jp/>  
〒983-0821 仙台市宮城野区岩切字洞ノ口188 岩切駅前KKビル 1F-A  
TEL: 022-794-7377 / FAX: 022-794-7376
- 宮城県PTA連合会  
〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4-5-1 宮城県青年会館内  
TEL: 022-295-9590 (安全互助事業) / 022-295-9581 (連合会) / FAX: 022-256-0425
- 保険会社との間で問題を解決できない場合は、(一社)日本損害保険協会損保ADRセンターに解決の申し立てを行うことができます。  
(ナビダイヤル) 0570-022808<通話料有料> 受付時間: 平日 午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

宮城県PTA連合会のホームページもご覧ください。

<https://miyagi-pta.gr.jp/>

QRコードからアクセス ▶



安全互助事業に関する補償概要はこちら

[https://biginsurance.co.jp/pta\\_2023.pdf](https://biginsurance.co.jp/pta_2023.pdf)

QRコードからアクセス ▶



★PTA安全互助事業は2023年度(令和5年度)より制度運用をAIG損害保険株式会社に委託し、「学校契約団体傷害保険」・「PTA団体傷害保険」・「PTA賠償責任保険」の3保険で対応しています。